

再採用選考（カムバック採用）制度の導入について（案）

1 趣旨

人材確保が課題となる中、公務を担う能力のある人材を積極的に確保するため、自区の退職者を再び採用することができる新たな採用制度を導入する。

2 内容

(1) 制度の導入

制度を必要とする区が導入できることとする。

(2) 採用する職種

各区で定める。なお、退職時の職種と同一の職種で採用するものとする。

(3) 採用時の職務の級

退職時の職務の級以下の級とする。

(4) 採用の方法

人事委員会からの委任を受けた任命権者の選考による。

(5) 選考の方法

書類審査（在職時の人事評価を含む。）、面接その他任命権者が必要と認める方法とする。

(6) 受験資格

次の要件を全て満たす者とする。

ア 平成 30 年 4 月 1 日以降に退職した者

イ 在職時の勤務経験年数が 1 年以上ある者

ウ 選考受験日の属する年度の末日において 65 歳未満の者。ただし、令和 12 年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおり

とする。

選考年度	7	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	62歳未満		63歳未満		64歳未満	

(7) 採用後の任用上の取扱い

昇任選考の受験資格における、在職期間要件の判定に当たっては、採用前の勤務経験年数を通算する。

(8) 初任給

退職時の級号給を基礎とし、退職年度以降の期間に応じた加算を行う。

3 その他

本制度の導入に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

4 導入時期

令和7年度からとする。